

指定管理者制度導入施設 モニタリング結果報告書

1 公の施設の概要について

施設の概要	名称	五日市希望の家
	所在地	あきる野市五日市374番地5
	所管課	健康福祉部障がい者支援課障がい者相談係（内線）2619
指定管理者	名称	あきる野市社会福祉協議会
	所在地	あきる野市平沢175番地4
	業務内容	市内に住所を有する就業困難な18歳以上の心身障がい者を通所させ、施設内で作業訓練や生活指導を行い、就労意欲を身に付けるなど社会的自立の助長を図る。 ○主な事業は次のとおり 絵画教室、リトミック教室、街へ出る会（以上社会適応事業）アルミ缶回収、受注作業、手作り作品及びバザー出店（以上作業・訓練事業）
ホームページ URL		http://www.akiruno-shakyo.or.jp/page/sisetu.html
指定期間		平成20年4月1日～平成25年3月31日

2 施設の利用状況等について

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
登録者数（人）	228	223	227	228	210
開館等日数（日）	238	236	238	239	240
延べ通所者数（人）	4,247	4,088	4,172	4,110	3,833
平均（1日当たり）通所者数（人）	17.84	17.32	17.53	17.20	15.97

※登録者数は、各月の登録者数を合計しています。

3 施設の収支状況について

（単位：円）

項目		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
収入	指定管理料	27,882,000	27,786,000	27,625,090	27,769,000	27,769,000
	その他の収入	1,686,497	383,700	3,365,953	678,679	779,847
	計	29,568,497	28,169,700	30,991,043	28,447,679	28,548,847
支出	維持管理経費	30,056,652	28,239,729	30,991,043	30,286,454	28,202,347
収支（収入－支出）		△488,155	△70,029	0	△1,838,775	346,500

4 施設の利用促進や市民サービスの向上の取組

利用者アンケート（実施時期や具体的な方法など）
毎月、保護者会を開き、サービスに対する評価を確認している。必要に応じ個別の面談、毎日の連絡帳により、要望を把握している。
利用者から寄せられた意見・苦情及び対応状況
意見：通所時刻を午前9時より前にして欲しい。 対応：市の条例において開所時間は午前9時から午後4時と規定されており、送迎対象を希望者すべてとしたこともあり、保護者会で正規の開所時間への理解と協力をお願いしている。
利用促進のための独自事業、市民サービスの向上の取組など（取組の内容、効果など）
経費の削減を行いつつ、送迎車を買換え、送迎の安全を図り、通所者へのサービスの維持に努めている。通所者全員の保護者と面接を実施し、送迎を含め個別支援計画の見直しを行い、サービスの向上に努めた。 地域団体との交流、事業へのボランティア参加の推進、市内の学生の実習の受入れ等を実施している。地域の生徒に障がい者理解への学習の機会を与え、受け入れ先の不足する実習生を受け入れ地域福祉を担う次世代育成に役立っている。

5 経費削減のための取組

具体的な取組内容
送迎車の運転は、アイドリングを少なくし、法定速度で運行した。利用者がいない時間帯は、極力照明を落とし節電を実施した。

6 指定管理者による総合評価

利用状況、収支状況などを踏まえて、業務改善につなげていくための総括・自己評価
地域の方々や多くのボランティアの協力を得て、地域の施設として様々な活動を実践することにより、通所者がより多くの経験を得ることができるよう努めるとともに、個々の通所者に対応した個別支援計画を実践することにより、個々の状況に合ったサービスの提供を行った。 次年度についても、通所者に合った個別対応を行うとともに、保護者との連絡を密にすることで、より高い信頼・評価を得ることができるよう質の向上を図っていく。

7 所管課による総合評価（太枠にS～Bの3段階で評価を記入）

市民サービスの向上	
地域及びボランティアの協力の下で、通所者に対し個別対応などの献身的な指導を行っており、また、保護者とは連絡帳などで意見・要望等の把握に努めており、利用者及び保護者との信頼関係の中で、事業運営に努めていることが伺え、高く評価できる。	
経費削減の取組	
人件費や光熱水費などの維持管理費の縮減に取り組んでおり、高く評価できる。	
業務改善につなげていくための指定管理者の管理に係る総括的な評価	
人件費や維持管理費の節減に向けた取組、サービス面で一人ひとりに目を向けた個別支援、毎月保護者会の開催など、丁寧な取組は高く評価できるものである。今後、法内移行した生活介護事業を実施するうえで、より一層の質の向上を目指すとともに、減少傾向の利用者の増加に向けた取組など、課題の克服に向けた取組を進めることを願う。	
総合評価	A

※評価基準

- S：モニタリングチェックシートにおいて、全ての項目が「適正」であり、協定書、事業計画書等よりも優れた指定管理業務を行っている。
- A：モニタリングチェックシートにおいて、全ての項目が「適正」であり、協定書、事業計画書等に沿った指定管理業務を行っている。
- B：モニタリングチェックシートにおいて「要改善」の項目があり、協定書、事業計画書等で定める指定管理業務の一部に課題があると認められ、改善の必要がある。